

浪華紡績會社株式假券狀

責任 壹百圓 限有

No

第 号

明治 年 月 日 取締

取締

取締

有限浪華紡績會社ノ定款ヲ遵守シ明治 年 月 日ヨリ本社株式ノ内壹株ノ持主タルト相違ナキ證據トシテ此假券狀ニ本社及役員ノ印章ヲ押捺シ之ヲ附與ス追而皆入金ノ上ハ本株券ト交換ス可シ此株券狀ヲ賣却又ハ讓與セント欲スル者ハ本社ニ持參スベシ本社ハ至當ノ檢査ヲ遂ゲ券狀裏面ニ各姓名調印シ所有ノ轉換ヲ証明スベシ

浪華紡績會社創立委員
社長

此株金壹百圓ノ内現入金高左ノ如シ

明治二十年 月 日 第一第 金	明治 年 月 日 第二第 金	明治 年 月 日 第三第 金	明治 年 月 日 第四第 金	明治 年 月 日 第五第 金
明治 年 月 日 第六第 金	明治 年 月 日 第七第 金	明治 年 月 日 第八第 金	明治 年 月 日 第九第 金	明治 年 月 日 第十第 金